

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 2 月及び同年 3 月

私は夫の転勤に伴い転居が多かったが、国民年金加入当時から空白の期間を作らないように転入先では必ず手続を行い納付してきた。申立期間について未納とされているのは納付できない。A市の転出時に受け取った納付記録を記載した書類を添付するので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している昭和 55 年 3 月 27 日付け「国民年金被保険者の納付記録等について（連絡）」によると、保険料納付記録欄に 48 年 3 月から 55 年 3 月までの期間について納付されていることが記載されている。

また、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間について「旧で入」と記載されていることから、当該記載についてA市役所に照会したところ、「申立期間については納付済みであると考えられ、複数の職員に確認したところ、旧で入の旧の意味は旧年度を意味するものであり、新年度（54年4月）になってから旧年度である53年度の保険料が納付されたためこのように記載されたと思われる。」と回答している。

さらに、申立人の所持する国民年金手帳及び領収証書により、申立人は、国民年金に加入と同時に付加年金に加入し、申立期間の前後の期間について、付加保険料を納付していることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、付加保険料も含め納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格喪失日に係る記録を昭和53年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年2月28日から同年3月1日まで

昭和49年1月21日から53年2月28日までA社に勤務していたが、厚生年金保険被保険者資格の喪失日は同年2月28日と記録されている。B社から「53年2月28日まで在職」した旨の在職証明書を得ている。

申立期間について厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における雇用保険被保険者記録及び在職証明書により、申立人は、申立期間において、同社に勤務していたことが認められる。

また、B社は、「当社は、法にのっとりた事務処理を行っていたと考えられるので、申立人についても勤務実態に沿った保険料控除を行っていたと思う。」旨陳述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和53年1月の社会保険事務所(当時)の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、申立期間当時の資料等が保存されていないため不明としているものの、

事業主が資格喪失日を昭和 53 年 3 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 2 月 28 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 2 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和39年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月31日から同年4月1日まで

昭和39年3月31日にA社を退職したが、同年3月が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。同年3月の給料支給明細書によると、厚生年金保険料が控除されているので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料支給明細書並びに元事業主及び同僚への照会結果により、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の給料支給明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、元事業主は、保険料を納付したか否か不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和39年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成21年12月25日に係る標準賞与額141万2,000円に相当する賞与が事業主により支払われていたと認められることから、当該期間に係る記録を141万2,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年12月25日

平成19年7月、同年12月、20年7月、同年12月及び21年7月の賞与の記録について、年金事務所で記録回復してもらったが、同年12月の賞与については記録回復されなかった。賞与から厚生年金保険料が控除されていたことは確かなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は平成21年12月25日の標準賞与額に係る年金記録の確認を求めているところ、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律を、その他の期間については厚生年金保険法を適用するという厚生労働省の見解が示されていることを踏まえて、当委員会では、申立期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるか否かを判断することとしており、申立期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であることから、厚生年金保険法を適用する。

申立人が提出した平成21年12月の賞与支給明細書及び21年分給与所得の源泉徴収票により、当該期間に係る標準賞与額（141万2,000円）に相当する賞与が事業主により支払われていたことが確認できる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額を141万2,000円に訂正することが必要である。

奈良国民年金 事案 1260 (事案 946 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の平成 11 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 4 月から同年 6 月まで

平成 11 年 5 月に市役所で国民年金保険料の免除申請を行った後、保険料を納められるようになり、12 年 3 月に市役所に行き納付書の発行を依頼した際、未納となっていた 10 年 8 月から 11 年 3 月までの納付書は発行してもらったが、申立期間の納付書は「市役所から自宅に送付済みのものを使ってください。」という説明を受け、12 年 5 月に当時の職場近くの郵便局で納付した。郵便貯金通帳に 15 万円の出金が記録されているので納付したことは間違いない。申立期間が免除承認済期間のままとされているのはおかしいので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 免除承認済期間の国民年金保険料を追納する場合、追納申込書を提出する必要があるが、申立人は、「書類は書いていない。」と述べていること、ii) 保険料を追納する際に使用する納付書は社会保険事務所(当時)において発行するものであり、市役所から自宅に送付済みの納付書では納付できず、市役所の職員が送付済みの納付書を使うようにという案内をしたとは考え難いこと、iii) 申立人が保管している平成 10 年 8 月から 11 年 3 月までの領収証書は、社会保険事務所が発行した納付書の様式であり、「市役所で納付書の再交付の依頼をした際にその場で渡された。」とする申立人の記憶は当時の事務処理方法と相違すること等から、既に当委員会の決定に基づく 22 年 11 月 10 日付け年金記録の訂正は必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、免除承認済期間の納付を市役所に申し出た際、市役所から送付済みの納付書を使用するよう指示されたことは間違いないとして再度、

申立てを行った。

そこで、免除承認済期間の保険料納付について、再度、調査したところ、資料などは残っていないため詳細は不明であるものの、申立期間当時、市町村役場によっては、免除承認済期間の保険料を納付する際、被保険者に便宜を図るために、免除承認済期間と同じ年度内に納付する場合は、自宅に送付済みの納付書で納付された保険料を現年度保険料として収納していた可能性がうかがえ、平成 12 年 3 月の時点で同じ年度内である 11 年 4 月から同年 6 月までの保険料の納付について、申立人が市役所の窓口において受けたとする説明の記憶は誤りではないと考えられる。

しかしながら、申立人が申立期間の保険料を郵便局で納付したとする平成 12 年 5 月は、市役所において当該保険料を現年度納付できる時期を過ぎていることから、市役所は当該保険料を収納することができず、申立人が市役所から送付済みの納付書を使用して郵便局で申立期間の保険料を納付することはできない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年12月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年12月から53年3月まで
私が大学生であった20歳のときに、母が私の国民年金の加入手続を行い、月々の保険料を封筒に入れ、自宅に集金に来ていた銀行員又は農協の職員に渡していた。その母は亡くなり、当時の領収書等も残っていないが、申立期間が未納となっているのは納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市の国民年金被保険者名簿により、申立人の国民年金の加入手続は昭和53年7月11日に行われ、48年*月*日に遡って被保険者資格を取得したものと推認でき、申立人が20歳になった時点では国民年金の加入手続が行われていなかったことがうかがえ、加入手続を行った時点において、申立期間の一部について時効により国民年金保険料を納付することができない上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人は、母が自宅に集金に来ていた銀行員又は農協の職員に毎月保険料を渡していたと主張しているが、A市では、昭和50年3月まで市の集金人等が印紙検認方式により保険料を徴収していたところ、申立人が所持しているオレンジ色の年金手帳には印紙検認欄が無く、自宅に集金に来ていた銀行員等に保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、昭和50年4月から3か月ごとの納付書による納付方式となったものの、申立人は国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の母は既に死亡しているため、具体的な納付状況は不明であり、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。